

## 第 6 1 号 議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 7 号を第 1 8 号とし、第 1 6 号の次に次の 1 号を加える。

（ 1 7 ） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付

第 3 条第 1 項中「 2 5 0 円」の次に「、通知カードの再交付については 1 件につき 5 0 0 円」を加える。

別表第 2 の 4 4 の項及び 4 5 の項中「東京都食品製造業等取締条例」を「食品製造業等取締条例」に改め、同表中 1 0 1 の項を 1 0 4 の項とし、5 8 の項から 1 0 0 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、同表 5 7 の項中「東京都動物質原料の運搬等に関する条例」を「動物質原料の運搬等に関する条例」に改め、同項を同表 6 0 の項とし、同表 5 6 の項中「東京都動物質原料の運搬等に関する条例」を「動物質原料の運搬等に関する条例」に改め、同項を同表 5 9 の項とし、同表 5 5 の項中「東京都動物質原料の運搬等に関する条例」を「動物質原料の運搬等に関する条例」に改め、同項を同表 5 8 の項とし、同表 5 4 の項中「東京都動物質原料の運搬等に関する条例」を「動物質原料の運搬等に関する条例」に改め、同項を同表 5 7 の項とし、同表中 5 3 の項を 5 6 の項とし、4 7 の項から 5 2 の項までを 3 項ずつ繰り下げ、同表 4 6 の項中「東京都食品製造業等取締条例第 5 条第 1 項」を「食品製造業等取締条例第 5 条の 3」に

改め、同項を同表 4 9 の項とし、同表 4 5 の項の次に次のように加える。

<p>4 6 食品製造業等取締条例第 5 条の規定に基づく弁当等人力販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>弁当等人力販売業許可申請手数料</p>	<p>( 1 ) 新規の場合 1 件につき ( 2 ) 更新の場合 1 件につき</p>	<p>8 , 8 0 0 円  5 , 4 0 0 円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>4 7 食品製造業等取締条例第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可済証の交付</p>	<p>弁当等人力販売業許可済証交付手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>1 , 4 0 0 円</p>	<p>交付申請のとき</p>
<p>4 8 食品製造業等取締条例第 5 条の 2 第 3 項の規定に基づく弁当等人力販売業の許可済証の再交付</p>	<p>弁当等人力販売業許可済証再交付手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>1 , 1 0 0 円</p>	<p>再交付申請のとき</p>

別表第5の100の項中「メール」を「メートル」に改める。

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- ( 1 ) 別表第5の改正規定 公布の日
- ( 2 ) 別表第2の改正規定 平成27年10月1日
- ( 3 ) 第2条及び第3条の改正規定 平成27年10月5日

( 提案理由 )

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び食品製造業等取締条例の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。